烽火

NOROSHI

1987年
2月1日
第379号
編集発行人 高木一夫
一部 200円

共産主義者同盟（全国委員会）

■ 大阪戦旗社　大阪市大淀区本庄東2丁目2の31
とみやビル15号 Tel(06)371-3706

○郵便振替　大阪3―63333　高木一夫
○銀行口座　第一勧銀　515-1058150　高木一夫

今号の内容

フィリピン革命に連帯せよ……P1～4
国家秘密法再上程策動粉砕せよ……P5～7
◆中国情勢にたいする見解……P8～9
◆2・11闘争アピール……P4
◆沖縄闘争学習資料（第5回）……P10
◆2・11闘争アピー

（1月26日、マニラ・マラカニアン宮殿前）

フィリピン革命に連帯せよ

二月政変から一年

前進する革命を襲う支配者階級と日米帝

昨年の２月政変から一周年を迎えようとするフィリピンで、情勢が急速に煮つまりはじめている。さる１月22日、アキノ政権にたいし土地改革の完全実施を要求するＫＭＰ（フィリピン農民連盟）の約一万人のデモ隊に、軍隊が発砲し、たたかう農民の少なくとも15人が殺された。この「メイジョーラ橋の虐殺」に抗議し、26日にはＫＭＰ、ＫＭＵ（５月１日運動）をはじめとする労働者農民数万が、マラカニアン宮殿までの怒りのデモを決行した。労農人民のたたかいが高揚するなか、つづく27日には危機感にかられたマルコス派の国軍兵士500人が、放送局を占拠するなどの行動を起こした。２月２日の新憲法国民投票を目前に控え、革命と反革命の激突寸前にあるフィリピン情勢に注視し、フィリピン革命連帯のたたかいを準備しよう。

二〇年におよんだフィリピン・マルコス独裁が打倒され、アキノ政権が発足してから一年がたとうとしている。フィリピンをめぐる情勢はあらゆる意味で流動的である。

昨年二月、フィリピン人民の頭上に君臨してきたマルコス独裁を打倒したのは、第一にフィリピン人民の長年にわたる反マルコス闘争の存在とその爆発にあった。第二にこれに照応して拡大したフィリピン支配者階級内部の分裂、第三に自己の新植民地支配の防衛のために追いつめられた米帝のクーデター発動、これらの複合的要素の産物であった。したがって反マルコスという一点でのみ合流しえた昨年二月のマルコス打倒運動は、フィリピンにおける非和解的な階級対立を内包していた。いったんはアキノ政権とその民主主義プロパガンダのもとに糾合されたかにみえたプロレタリアート・貧農の社会変革の要求は、実はアキノ政権のもとでは何ひとつ解決されない性格のものであることが明白になった。フィリピン階級闘争はこうして新しい段階へとむかいつつある。

われわれ日本のプロレタリアート人民は、フィリピン革命連帯のたたかいを一段と強化する必要がある。フィリピンは日米帝国主義の新植民地主義支配のもとにあり、革命が前進すれば日本国内で激しい排外主義扇動が吹き荒れるのは必至であり、これとたたかわねばならない。しかもフィリピン革命は国際共産主義運動の前進という点から見ても、きわめて意義深い経験と課題を内包している。マルコス独裁打倒から一周年を迎えるにあたって、この一年間の事態は何であり、直面する課題とは何であるのかを明らかにしておかなければならない。

（次ページにつづく）

拡大する支配階級内部の対立と亀裂

アキノ政権はマルコス打倒後、臨時政府的性格をもって成立した。われわれはアキノ政権成立直後、次のようにのべた。

「新政権の階級的性格はいかなるものか。アキノ政権はブルジョアジーと地主階級に基盤をおくブルジョア独裁政権である。ブルジョアジーは、マルコスでは望めなかったフィリピンにおける資本主義の安定と発展を新政権に期待している。新政権は日米帝と国際金融資本へのより構造的な従属を通してしか存在できないフィリピン・ブルジョアジーの利害を代表する政権にならざるをえない。新政権の政治的性格はいかなるものか。新政権は日米帝への経済的従属を強めるだけでなく、政治的にもより一層の従属を深めるだろう。と同時に共産主義勢力にたいする予防反革命、反共反革命としての性格をいずれ鮮明にしていくであろう」（烽火三六八号）。

そしてわれわれは、旧マルコス派と議会主義的民主主義に立脚しようとするアキノ派との亀裂は不可避であるが、当面は、アキノ派がヘゲモニーをもつであろうことを予見した。なぜならフィリピン支配階級の弱さの反映として「国民的和解」を全面におしだし、民主主義のプロパガンダのもとにフィリピン人民をつなぎとめる以外に、フィリピンのブルジョアジー・地主階級が自己の支配を維持しえないであろうことは明白であった。そしてこれは米帝の強力な意志でもあった。

しかしこの一年の過程は、アキノが望んだフィリピン・ブルジョアジー、地主階級の支配の安定へとむかわず、ますますフィリピン階級闘争の激化を生みだすことに結果した。

それは何よりも、昨年二月、マルコス独裁打倒に立ちあがったフィリピン・プロレタリアート、貧農の社会変革の要求が、アキノ政権のもとでは何一つ実現しえない性格のものであることが、この一年を通して明白なものとなったことに起因している。

アキノ政権は、人民を自己のもとにつなぎ止めようと必死になってきた。だがフィリピン・プロレタリアート、貧農が求めた社会変革の要求は、日米帝国主義と国際金融資本に従属した六四家族のフィリピン・ブルジョアジーと、これと重複する一万人の大地主（五〇ヘクタール以上の土地を有する）による苛酷な搾取と暴力支配そのものの一掃なくして解決しえない性格のものであった。人口の七五％を占める農民のうち八〇％が、一片の土地も持たない貧農である。しかも一例をあげれば、フィリピンにおける主要産業の一つである砂糖の国際価格の暴落（人口甘味料の開発と世界的な砂糖のだぶつきによる）によってネグロス島では、飢餓で年間一〇〇〇名の子供が衰弱死しているという過酷な現状は何ら変革されていない。マルコス以降も変わらぬこのような現実が、不可避にアキノ政権にたいする幻想のもとから、人民を離反させつつけている。

このような現実に立脚してフィリピン革命勢力総体が、昨年八月の人民党（ＰＮＢ）の結成に見られるように、合法的拠点を拡大しつつ、急速にアキノ政権から離反する人民を自己のもとに糾合しつつある。昨年上半期、ストライキはフィリピン史上最高の件数を記録し、戦闘的労組であるＫＭＵ（五月一日運動）や農民の左派組織であるＫＭＰ（フィリピン農民運動）は、その勢力をこの一年で六倍化するという急速な拡大をかちとっている。

これらのフィリピン・プロレタリアート、貧農による階級闘争の激化に照応して、フィリピン支配階級内部における分裂がますます拡大しつつづけている。アキノ政権の政治的使命は、フィリピン革命勢力を武装解除することにあった。だがまさにフィリピン共産党・新人民軍を中心とする武装革命勢力への対応をめぐって、フィリピン支配階級は人民の側の強さ（階級闘争の激化と革命勢力の成長）に規定され余裕を喪失し批判しはじめた。そして旧マルコス派と結びついて反アキノ派勢力を結集しはじめた。アキノ政権は、一一月にはエンリレ派軍部の「クーデター計画」の未然防止を理由に、エンリレを国防相から解任した。この背景には、フィリピン共産党・新人民軍との停戦交渉をめぐる支配階級内部の対立が存在している。旧マルコス派とエンリレらは、共産主義勢力への有無をいわせぬ武力鎮圧を要求しており、マルコス独裁時代と何も変わらぬ方法でフィリピン・ブルジョアジー、地主階級の利益を守ろうとしている。

二月政変で発足したアキノ政権。エンリレ（右端）は11月には追放された。

支配階級の分裂が進行するなかで、現在アキノ政権の選択しうる道は、ますますせばまってきている。アキノ政権のもとからの人民の離反の増大とフィリピン革命勢力の前進は、支配階級内部の反アキノ派による軍事クーデターと、フィリピン革命勢力にたいする軍事的制圧への野望をひきおこすであろう。アキノ政権の最大の公約であったフィリピン共産党・新人民軍との暫定停戦協定（十二月一〇日から六〇日間）は、アキノ政権にとって「国民的合意」というカモフラージュのもとでの、新憲法制定をねらった時間かせぎ以外の何ものをも意味しないものであるが、停戦期間を利用して軍部は全国各地の新人民軍解放区周辺に戦闘部隊の配置を進め、次なる攻撃にそなえているのである。新憲法についていえば、それは「民主主義」的理念の表明以外には何ものも約束していない。一九九一年に協定期限切れを迎える米軍基地の存続を認めるか否かについての態度は明確でなく（実質上は存続）、土地改革をめぐる貧農の要求は何ら満たされていない。それは米帝国主義とフィリピン・ブルジョアジー、地主階級の要求を受け入れたもの以外の何ものでもなかった。そしてこれらは直接、米帝の圧力の結果でもあった。アキノ政権は二七〇億ドルに達する対外債務をかかえながら、ますます日米帝とＩＭＦ（国際通貨基金）に従属する以外に道がなく、帝国主義に奉仕することのみを目的とした食糧

右からの揺さぶりに直面しつづけた。昨年七月六日には、旧外相トレンチーノ（昨年二月の大統領選でのマルコス派副大統領候補）が「大統領代行」を宣言し、アキノ政権の国防相エンリレを「首相兼国防相」に指名し、マルコス派支持者とともに茶番的なミニ・クーデターを決行した。これをいったん制圧したエンリレは、秋に入るや公然とアキノ大統領の「容共政策」を

革命派に問われる路線的綱領的飛躍

アキノ政権のもとでフィリピン革命は、新しい発展段階を経験しつつある。それは主に、アキノ政権の「民主主義」の「約束」を最大限利用し、合法的拠点を拡大するという側面において、フィリピン・プロレタリアートと革命勢力のこれまでになかった新しいたたかいへの踏みだしとして存在している。

昨年八月、人民党が結成された。人民党のかかげる綱領はフィリピン共産党のそれと対立する関係にはない、フィリピン革命勢力にとって、人民党の結成は合法拠点の拡大にその意図が存在していることは確実である。人民党はすでに一〇万の党員を有し、フィリピンにおける最大の合法政党のひとつとなった。人民党はバヤン（新民族主義者同盟）に基盤を有し、そのなかには先にあげたKMU（五月一日運動）などの戦闘的左派労働者の強力な部隊が存在している。今日フィリピン革命勢力は、アキノ政権のもとで合法領域の活用を通して、都市プロレタリアートへの影響を急速に拡大している。

フィリピン革命勢力は、選挙闘争をその一部とする合法闘争と武装闘争の結合という問題をめぐって、さらに都市プロレタリアートの組織化をめぐって、明らかに新しい経験を蓄積しつつある。これらは、昨年二月の経験とアキノ政権下での新しい条件に柔軟に対応したフィリピン革命勢力の生命力を示している。だが同時にまさにこのことが、フィリピン共産党・新人民軍を中心とする革命勢力の路線的綱領的飛躍を要求しつづけている。

フィリピン革命は、フィリピン共産党の革命路線そのものの飛躍と変革を求めている。

アキノ政権はフィリピン武装革命勢力の武装解除と、共産党の解体をも含む政治的屈服を引きずりだそうとしてきた。たしかにフィリピン革命勢力は、これに屈服してはこなかった。しかしフィリピン共産党・新人民軍のかかげる反帝反封建民主主義革命路線は、当面の革命を民主主義革命とするがゆえに、アキノの議会主義的民主主義への路線的屈服の危険性を不断に内包するものとなっている。停戦交渉やアキノ政権の規定をめぐって存在するといわれるフィリピン共産党の党内論争は、まさにこのことを反映している。

フィリピンは、国際食糧資本と結びついた大地主階級の支配のもとで、一片の土地をも持たない貧農が人口の半分以上を占めている。この貧農を革命の同盟軍としなければ、フィリピン革命はいかなる意味でも勝利しえない。だがそのことはフィリピンの当面する革命が、民主主義革命であることを意味するものではなく、フィリピン革命の路線は、広範な農民を引き入れつづけるプロレタリア社会主義革命として確立されなければならないことを意味しているのである。

またフィリピン革命は、フィリピン共産党の軍事路線の飛躍と変革を求めている。

毛解放区戦略と都市における武装蜂起戦略の結合が要求されている。現在おこなわれているフィリピン共産党・新人民軍の党内論争では、「農村から都市へ」という彼らが採用してきた毛革命戦略の見直しなどもおこなわれているといわれている。昨年二月の経験がフィリピン革命勢力にこのことを直面させたのであり、フィリピン革命の勝利のために不可欠の課題としてある。

またフィリピン革命は、フィリピン共産党の軍事路線の再確立は存在している。

このような飛躍課題に直面するまでに成長したフィリピン革命勢力のたたかいは、フィリピン共産党・新人民軍の党内論争では、「農村から都市へ」という彼らが採用してきた毛革命戦略の見直しなどもおこなわれているといわれている。昨年二月の経験がフィリピン革命勢力にこのことを直面させたのであり、フィリピン革命の勝利のために不可欠の課題としてある。

またフィリピン革命は、フィリピン共産党の軍事路線の再確立は存在している。

このような飛躍課題に直面するまでに成長したフィリピン革命勢力のたたかいは、フィリピンと同様に国際帝国主義の支配下で、民族解放－共産主義革命へと前進しようとする労働者・農民にとって、きわめて重要な経験となりつつある。それは今日の新植民地主義支配下の国々の革命闘争にとって、武装闘争を堅持し、マルクス・レーニン主義党を核にたたかうことがいかに重要かを鮮明に示すものであり、何よりも、イラン革命のごとく反帝民族解放闘争をイスラム主義へと結合しようとする反動的潮流と分岐した、共産主義の希望を復権させる一つの国際的翼として存在している。

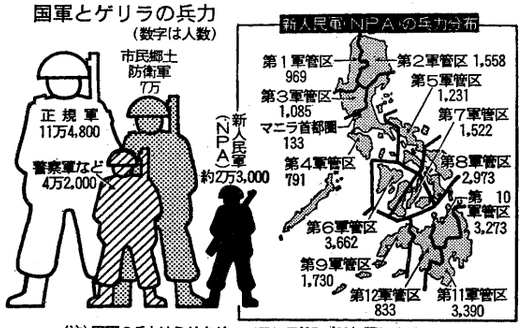

（注）国軍の兵力はミリタリーバランス'85～'86年版による。
新人民軍（NPA）の兵力は国軍参謀本部の11月15日発表による。

日米帝と対決する大衆的連帯行動を

流動するフィリピン情勢、次の激突を準備しつつあるフィリピン階級闘争にたいして、われわれは全力で連帯戦を強化せねばならない。

第一に、日米両帝国主義のフィリピン新植民地主義支配の強化、フィリピン革命にたいする反革命介入を阻止するたたかいが求められている。日米帝はともに「政府援助」をテコに、公然とアキノ政権にたいする政治的介入をしつづけてきた。米帝はアキノ政権に米軍基地存続を要求し、この圧力として「政府援助」を使用してきた（昨年の経済・軍事援助額は一億五〇〇〇万ドル）。また日帝も「マルコス疑惑」にさいして、マルコスの不正蓄財への追求を適当に終了するように圧力を加えつづけ、これが一定うやむやになるや、第一三次円借款の供与に踏みきった。今日、日帝の「政府援助」は米帝をしのいで第一位になりつつある。

さらに在比米軍と在日米軍、自衛隊との共同軍事演習が今秋に予定されるなど、フィリピンの共産主義運動は、今日の国際共産主義運動の否定的現実のなかで中・ソのスターリン主義とは違う新たな道を切りひらいていく可能性を秘めているという点でも大きな意義をもっている。

さらに、フィリピン共産党は、一九六八年一二月に再建された。それは、旧ソ連派共産党との激しい分派闘争としてたたかいとられた。ソ連派共産党の議会主義、合法主義、民族主義への歴史的屈服と破産にたいして、武装闘争を復権し、「反帝国主義・反社会帝国主義・中国共産党路線との結合」を綱領的立脚点として出発してきたのが今日のフィリピン共産党である。七〇年代以降、中国共産党の後退と変質、スターリン主義の台頭という痛苦な現実のなかで、フィリピン共産党は結合すべき国際共産主義運動とその路線を失った。しかし彼らは、たとえばタイ共産党が、中国共産党の変質とともに崩壊していったのとは異なり、独自のたたかいをつづけ成長をとげてきた。フィリピン共産党がその結党の精神を清算することなく、今日の直面する実践的逢着点を毛路線の止揚として発展させること、このことがいかに困難であろうと彼らに要求される飛躍である。それはフィリピン革命勢力の肩にのみ負わせられるものではなく、日本プロレタリアートとその前衛党をはじめ全世界の共産主義者の共通の努力をもって前進させられねばならないし、それなくしてまた実現しえない性格のものである。

2・11 天皇制の強化はかる建国記念の日＝紀元節許すな

きたる二月一一日、戦後二一回目の「建国記念の日」＝紀元節が、政府・ブルジョアジー、天皇主義右翼によって祝われようとしている。いま昨年の天皇在位六〇年式典に見られるように、天皇制・天皇制イデオロギー（以下天皇制《イデオロギー》と略）が、日帝ブルジョアジーの新たな階級支配にとっての重要環として飛躍的に強化されてきている。この天皇制攻撃の強まりにたいして、全国で人民の反撃が開始されている。われわれは反天皇闘争のうねりをさらにおし広げ、プロレタリアートの階級闘争の前進をかちとらねばならない。

実質的な紀元節の復活

二・一一「建国記念の日」とは、日帝ブルジョアジーが、一九六六年に天皇制の本格的強化のために制定した祝日である。それは戦前の紀元節の復活以外の何ものでもなく、皇国史観と民族排外主義を人民に浸透させることをねらった思想・政治攻撃であった。これを突破口にして、靖国神社国営化策動、元号法制定（七九年）など一挙に天皇制攻撃が強められてきた。

そもそも紀元節とは、一八七二年に明治政府が太陽暦を採用したさいに、日本書紀で初代天皇とされる神武即位を紀元（＝皇紀）とし、即位日を祭日としたことに始まる。それは明治維新によって誕生した天皇制国家権力を権威づけるために、「建国神話」をかつぎだしてでっち上げられたものである。紀元節は「大日本帝国ハ万世一系ノ天皇之ヲ統治ス」（帝国憲法第一条）とうたわれた強権的な天皇制支配に根拠を与える役割を果たした。また帝国憲法の発布や日露戦争の開戦、あるいはアジア侵略のための重要な軍事作戦などが、紀元節の当日やその前後におこなわれたように、それは国威発揚・戦意高揚のために最大限利用された。一九四〇年には「皇紀二六〇〇年祭」が国家をあげておこなわれ、共産主義運動と階級闘争への激しい弾圧をともなって、アジア・中国にたいする侵略戦争への人民の総動員がねらわれた。明らかに紀元節は、戦前の日本帝国主義が階級支配の柱として天皇制を人民に強要するための記念日としてのみ存在したのである。

戦後の「建国記念の日」制定は、復活をとげた帝国主義日本が侵略反革命を本格的に進め、民族排外主義の支柱として天皇制（イデオロギー）を一挙に強化していくために、実質上の紀元節復活をねらったものである。一九七八年には「建国記念の日」の民間式典が政府後援でおこなわれた。ついで八五年には首相である中曽根が式典に出席し、昨年は首相以下一六人の閣僚が式典に出席し、財界、右翼、そして労働貴族どもの総結集で天皇制（イデオロギー）と日本帝国主義国家に忠誠を誓う記念日となるまでに至っている。

われわれは天皇制（イデオロギー）を支え、排外主義の人民への浸透をはかる「建国記念の日」＝紀元節の復活にたいして、その反人民性を歴史的にあばき、たたかいぬかねばならない。

排外主義との闘争が要

二・一一「建国記念の日」を幕開けとして、八七年の天皇制をめぐる攻防が開始される。この時にあって、「護憲、天皇の政治利用反対」で抵抗しようとする社共に二・一一闘争をあけ渡してはならない。社共のこの立場では天皇制攻撃の本質である民族排外主義を浸透させようとする攻撃とたたかえず、人民を武装解除することにつながる。しかも日帝が階級支配の道具として天皇制を延命させ、あまつさえ現状ではフルに政治利用している以上、彼らは泣きごとをいっているに等しい。問題は天皇制の「政治利用」はなくなることはないという点にある。ならば天皇制廃絶のたたかいこそが必要であり、これは日帝の打倒と社会主義の道以外に不可能である。

したがって二・一一闘争は、民族排外主義攻撃にたいしてプロレタリア国際主義を掲げたたかわれなければならず、また階級闘争解体を通じた「国民統合」にたいしてプロレタリア社会主義革命（武装蜂起とプロ独）を準備するプロレタリア政治闘争としてたたかわれる必要がある。これが二・一一闘争の決定的な核心点である。

そしてわれわれは二・一一闘争と結びつけて、学校現場における日の丸・君が代強制を教育労働者とともに粉砕していくたたかいを準備していかねばならない。天皇制（イデオロギー）が公教育を通して人民内部に注入され、かつこれに反対する教育労働者への弾圧をともなって進められている。日教組の解体・変質をもねらった日の丸・君が代強制をめぐる攻防を、反天皇闘争として、またプロレタリアートの総抵抗戦として組織せねばならない。

さらに全国のプロレタリア人民は、これまでの反天皇闘争の地平を発展させ、天皇制（イデオロギー）攻撃の本年最大の策動である天皇訪沖を粉砕するために全力をあげなければならない。

革命を絞殺するための日米帝の軍事的動きも開始されている。日帝にとってフィリピンは、自己の資本投下先であり、帝国主義的超過利潤を吸いあげる重要な拠点であるとともに、その軍事戦略上、シーレーン防衛の南端の要なのである。日米帝国主義のフィリピン革命へのいかなる介入も阻止しなければならない。

第二に、フィリピン革命の前進にたいし、日帝本国内で強化されていく排外主義扇動とたたかうことである。フィリピンは日帝の重要な新植民地主義支配の拠点であり、フィリピン革命の高揚は日帝ブルジョアジーと労働貴族らの激しい危機感を生みだしている。一段と激化するであろう排外主義扇動にたいし、フィリピン革命の正しさ、その正義性を広く訴え、大衆的な連帯行動を組織せねばならない。

第三に、フィリピン革命勢力への物心両面の支援を強めることである。とりわけフィリピンのたたかう労働者・農民とその組織との結合を強めることが重要である。

第四に、フィリピン共産党をはじめとするフィリピン革命勢力との、国際共産主義運動の前進のための共通の努力を開始することにある。

この点から、日本共産党による反革命的宣伝は絶対に許されるべきではない。日本共産党は、フィリピン共産党にたいしてその毛路線と武装革命路線を非難し、アキノ政権を美化するとともに、フィリピン革命勢力に議会主義への屈服を勧めている（赤旗「フィリピン人民の解放闘争の歴史」）。友人づらをした日共のフィリピン革命勢力にたいする反革命的助言を許さず、彼らの日和見主義をあばいていくことは、日本のプロレタリア人民にとって、フィリピン革命連帯の重要な課題のひとつである。

フィリピン革命防衛・連帯のたたかいをさらに強化しよう。

国家秘密法再上程策動を全人民の総力で粉砕せよ

2・15 全関西集会に結集を

大阪中之島中央公会堂　午後二時

すべてのたたかう労働者・学生諸君！二・一五「つぶせ国家秘密法・全関西集会」に全力で結集し、全国各地方における国家秘密法粉砕闘争の新たな前進を切りひらこう。

① 強化される再上程の動き

昨年一一月一六日、自民党のスパイ防止法制定特別委員会は、「次の通常国会で（秘密法を）なんとしても成立させる」という方針を決定した。そして松永同特別委員会委員長は、自民党政務調査会会長に「適切な措置」をとるように要請し、これによっていつでも自民党総務会決定による議員立法として、国家秘密法を再上程できる体制がつくられた。そして本年一月一六日、中曽根はワルシャワにおいて記者会見し、国家秘密防衛の重要性を強調したうえで、「国家秘密法の上程は自分で決める」と表明し、すでに国家秘密法の再上程が中曽根の決断一つにかかるところまできたこと、そして自らの手で必ず成立させるという強い決意を示した。

中曽根は、八五年一二月に国家秘密法案がいったん廃案になった直後から、「法案を修正し再提出する」ことをくりかえし言明してきた。日帝にとって国家秘密法制定は、侵略反革命戦争とファシズム準備に向けた避けることができない重要な課題である。同時に、中曽根が伊藤自民党政調会長に「スパイ防止法は自分の内閣でないとできない。ドロをかぶるつもりなのでよろしく」（八六年一〇月二七日付朝日新聞）と語ったように、三〇六議席という自民党の圧倒的勢力を保持し、中曽根という強力な実行力をもつ首相を押し立てている今こそ、国家秘密法制定の絶好のチャンスと日帝が考えていることは明らかである。

中曽根は昨年一年を通して、国家秘密法再上程の準備を着々と進めてきた。昨年三月には、自民党内にスパイ防止法制定特別委員会を設置し、同特別委員会は五月二〇日、その本質においては旧法案となんら変わらない国家秘密法修正案（防衛秘密法案）を作成した。さらに一〇月末には、名うての改憲論者である稲葉修、奥野誠亮を同特別委の顧問につけ、自民党内でも超タカ派といわれる国家基本問題同志会の亀井静香や高村正彦ら四人を同特別委の副委員長に追加するなど、党内推進体制を抜本的に強化した。これらの人物は、奥野誠亮が「日本を共産主義の国にしたいという人々が（国家秘密法に）反対している」（一一月二三日付『世界日報』＝事実上の国際勝共連合の日刊紙）と公言するように、秘密法反対運動に激しい憎悪を燃やして法案の成立を推進してきた部分である。

同特別委はその後、自民党内学習会や資料配布をもって自民党内を固め、他方では、新聞社や放送局の論説委員や雑誌関係者などを自民党本部によんで説明会を開くなど、マスコミ対策に力をいれてきた。その結果、昨年一一月一八日には「スパイ防止法制定を支持する言論人の会」なるものが結成された。

また国際勝共連合を中心とするスパイ防止法制定促進国民会議（七九年結成）は、地方議会における促進決議をさらに二〇〇積みあげ、全国の地方議会の過半数を越える一七二三議会で促進決議を実現した。さらに彼らは前回、国家秘密法案を廃案に追いこむうえで一つの力となった日弁連や新聞協会にたいして、その意見書や見解が「多様な言論を否定した」などと非難する文書を送りつけ、国家秘密法反対運動の全人民的拡大を阻止すべくさまざまな圧力を加えてきた。

こうして一月末に再開された通常国会への国家秘密法再上程が、ほぼ確実視されるという緊迫した状況が訪れている。だが再上程が確定したわけではない。日帝は国家秘密法をなんとしても成立させたいという強い決意にもかかわらず、昨秋以降急速に広がってきた国家秘密法反対運動に直面し、かつ税制改革という重要な政治日程を抱えて、最終的決断に踏みだしえないでいる。予算関連以外の法案の集中提案が予測される二月末までを当面の焦点として、国家秘密法再上程阻止に向けた闘争を全力で組織しなければならい。

② 旧法案を継承した修正案

自民党が再上程しようとしている国家秘密法修正案は、その本質において旧法案となんら変わらないものである。

修正案は、対象とする国家秘密から外交秘密を外し、防衛秘密に限定したという。しかし、それはなんら秘密の範囲を限定したことを意味しない。何が秘密なのかは、当該行政機関長の判断に委ねられており、無限に拡大することが可能である。さらに国家秘密の範囲を例示した別表は旧法案とほぼ同じであって、そこでは「我が国の安全保障に係る外交上の方針」など外交秘密も変わることなく含まれている。

修正案は、外国に通報する目的をもった収集・探知行為のみを処罰の対象にしたという。しかし「外国に通報する目的」のなかには、「外国が知りうる状態に置くこと」も含まれるとするのだから（八二年発行の自民党パンフ）、対象を限定したことにはならず、侵略反革命戦争の準備や自衛隊の実態を暴露する労働者人民のたたかいを、この法案をもって弾圧しうることはなんら変わっていない。

修正案は、報道関係者の正当な取材行為には適用しないという。その根拠として、「出版又は報道の業務に従事するものが、専ら公益を図る目的で、防衛秘密を公表し、又はそのために正当な方法により業務上行った行為は、これを罰しない」とする条項を入れたことをあげている。

しかし「公益を図る目的」という条件をつけることで自由な取材活動を制限し、かつ「公益を図る目的」かどうかは権力の側の判断にまかされているのである。また権力が国家秘密を防衛しようとする以上、これを食い破っておこなわれる取材活動のほとんどが、「不当な方法」と規定されて処罰されかねないのである。

修正案は、最高刑を死刑から無期懲役に引き下げることで、刑を軽くしたという。しかしそうしたとしても、極端な重罰主義に貫かれていることに変わりはない。

国家秘密法のような法律に、本質的な修正などありえない。国家秘密法は改憲をも射程に入れた有事体制づくりの重要な攻撃であり、プロレタリア人民を民族排外主義に組織し、階級闘争と共産主義前衛党を孤立・解体しようとするものである。

われわれは烽火前号（第三七八号）において、広範な人民をプロレタリア政治要求に結びつけ、全国各地域にプロレタリア政治闘争の新たな陣形を建設していくための八七年最大の政治課題として、国家秘密法粉砕闘争を全力で組織するよう呼びかけた。

そして、闘争の基本方向を次のように提起した。

①人民の広範な国家秘密法反対運動を促進・発展させるための各地方における統一戦線を、できるだけ広範なものとして組織しなければならない。とりわけ、ブルジョアジーのはげしい首切り合理化や組合つぶしに直面する労働者大衆の結集を拡大しなければならない。

②同時にこの反対運動の内部で、「スパイから国を守る必要」を承認したうえで「国民主権」の防衛を唱える社共への批判戦を組織し、広範な大衆をプロレタリア政治要求へ接近させていくためのプロレタリア政治闘争を強力につくりだしていかねばならない。

③全人民的な国家秘密法反対運動を促進するための統一戦線の形成に決して溶解させることなく、将来のプロレタリア政治闘争の陣形を全国各地に建設しなければならない。

いま国家秘密法再上程をめぐる情勢がいよいよ緊迫化するなかで、この基本方向のもとに、国家秘密法粉砕闘争へ全力で決起しなければならない。

革命的プロレタリアートは、国家秘密法粉砕闘争を政策阻止闘争に終わらせないために、次のような宣伝・扇動を広範な人民のなかで組織しなければならない。

第一に、日帝が国家秘密法をもって守ろうとする国家秘密とは何なのかを徹底して暴露し、プロレタリアートにとってそれが守られるべきものなのかどうかを明らかにしていくことである。日帝が守ろうとする国家秘密は、日米共同作戦計画や極東有事研究など、朝鮮・アジアにおける反帝民族解放闘争や共産主義革命を絞殺するための計画で満ちている。

第二に、他国のスパイにたいしてプロレタリアートがとるべき態度についてである。社共をはるかにであり、社共に代わる革命派の大胆な登場が、今こそ待望されているのだ」（「戦旗」第五四四号）。

少し長い引用になったが、総体として大きく立ち遅れている新左翼諸党派のなかで積極的に闘争を組織しようとしている彼らの見解をとりあげて、秘密法闘争の発展にむけた革命的プロレタリアートの課題を明らかにしていきたい。

革命的プロレタリアートがぜひとも突破すべき直面する「問題」は、「秘密法反対の気運を全人民政治闘争へと領導し高め上げる」ということ一般にあるのだろうか。

国家秘密法はブルジョアジーのさまざまな一時的な政策とは異なり、階級闘争の上部構造を規定し、長期にわたって階級闘争に大きな困難を与えるものだけに、全人民的な力を結集して粉砕しなければならないことはいうまでもない。われわれもこのために力を尽くす決意である。

しかし革命的プロレタリアートが果たすべき根本的任務は、全人民的な闘争の先頭に立ちつつ、プロレタリアートを独自のプロレタリア政治要求のもとに組織し、独自の階級の部隊へと組織することにある。これを欠落させるならば、日帝が次々とくりだしてくる政策との闘争は、政策阻止闘争に終始し、その延長上に革命を夢想する誤りに必ず転落する。

彼らの「戦争国家計画粉砕」「反戦反侵略」というスローガンは、プロレタリアートを独自の政治要求と組織に結集させていくものたりうるだろうか。

国家秘密法に反対する多くの人民が、この法案の成立によって再び戦前のような暗黒の時代が来るのではないかという不安から、反対運動に参加してきていることは事実である。これらの人民を社共の「国民主権を守れ」という運動から分岐させていくために、日帝の侵略戦争に反対せよと呼びかけることは必要なことである。だがそれは、良心的な無党派活動家が現におこなっていることであって、プロレタリアートの解放と結びつく「プロレタリアートの武装蜂起－プロレタリア独裁」というプロレタリア政治要求に、人々を結集させていくためには決定的に不十分である。

③ 政策阻止闘争主義の誤り

秘密法闘争に関していえば、新左翼諸党派の現状は、きわめて否定的である。多くの党派は、闘争を大衆的に組織しておらず、「国家秘密法を許さない全関西実行委」の運動を除いては、反対運動の多くは社共や市民運動の主導で進められている。そればかりでなく、いずれも国家秘密法粉砕闘争を政策阻止闘争の枠におしとどめ、人民をプロレタリア政治要求に接近させていく闘争として組織するという点で、決定的な限界と誤りを示している。

新左翼諸党派のなかでは、秘密法粉砕闘争に比較的力を入れようとしている日向派は次のようにいう。

「日帝中曽根による『国家秘密法』制定の最大の意図が、『日本はスパイ天国』という推進派の宣伝とは裏腹に、アジア再侵略のための国家計画、『新たなる戦前体制』づくりの最重要環としてあることは明白になった」

「したがってわれわれは、これに反対する闘いを単に『知る権利の防衛』といった、それ自体ブルジョア民主主義の枠を越え出ることのない地平に断じておしとどめてはならない。「国家秘密法」粉砕は戦争国家計画と対決する日本人民の反戦反侵略決起として闘いぬかれてこそ、真に勝利が可能となるのだ」

「文字通り全人民的な『秘密法反対』の気運が燃え上がりつつあるのである。問題は誰がその気運を全人民的政治闘争へと領導し高め上げる

④ 国家秘密めぐる革命的宣伝を

革命的プロレタリアートは、国家秘密法粉砕闘争を政策阻止闘争に終わらせないために、次のような宣伝・扇動を広範な人民のなかで組織しなければならない。

第一に、日帝が国家秘密法をもって守ろうとする国家秘密とは何なのかを徹底して暴露し、プロレタリアートにとってそれが守られるべき

昨年11月24日に開かれた国家秘密法を許さない全関西実行委の集会

はじめ新左翼諸党派までもが「政府がいうスパイ防止は口実」ということで、スパイにたいしていかなる態度をとるのかという問題を回避している。しかし現在の世界が、米帝のCIAやソ連のKGBに代表される各国の激しいスパイ活動におおわれていることは事実である。日帝はこの現実を背景にして、国家秘密法の承認を人民に迫っている。これへの反撃を組織しなければならない。スパイもまた国際的な階級闘争と国家間対立の反映にほかならず、どのような階級のどのような政治目的にもとづくものなのかこそが問題になるのである。

その点からみれば、米帝・CIAのニカラグアでの活動がよく示しているように、帝国主義によるスパイ活動は多くの場合、侵略反革命戦争の一部である。日本をはじめ帝国主義本国のプロレタリアートは、いかなる国のスパイからであれ自国を守れという態度をとることは誤りであり、労働者国家の防衛のための、また反帝民族解放闘争の勝利のためのスパイ活動にたいしては、防衛・協力する義務すらあるのである。

第三に、国家秘密法を必要とする新たな時代とは何なのかを徹底して暴露することにある。七〇年代を境にして、帝国主義の相対的安定期が終了し、かわって過剰生産恐慌の危機と帝国主義間対立の嵐が世界をおおっている。このなかで生きのびようとする日帝は、アジアから全世界に侵略反革命を拡大し、国内的には侵略反革命戦争とファシズムへの過渡を切りひらく総攻撃を開始した。それはプロレタリア人民の苦悩と憤激が共産主義と結びつくことを防止し、人民を民族排外主義へと組織しようとする攻撃であり、プロレタリアートの階級的利益を反映するあらゆる階級闘争体を解体しようとする攻撃である。

国家秘密法の制定もまた、この重要な一角に位置している。革命的プロレタリアートは、新たな時代の到来を明らかにし、帝国主義の相対的安定期の産物である「戦後平和と民主主義」の防衛運動からプロレタリア人民を解き放ち、共産主義革命への結集を全力で呼びかけていかねばならない。

第四に、国家秘密法を必要とする国家とは何なのかを徹底して明らかにし、プロレタリアートは自らの解放のために、現在のブルジョア独裁国家を打倒し、プロレタリア独裁権力を樹立しなければならないという確信に人民を接近させていくための宣伝・扇動を組織しなければならない。

いったいブルジョアジーが守れという国家とは、プロレタリアートにとって何なのか。ブルジョアジーはこのかん国家安全保障会議の設置や、治安警察の強化を急速におし進めている。そしてその内部では、階級闘争と共産主義運動を敵として規定し、これを壊滅せよという徹底した思想的政治的教育がおこなわれている。国家秘密法とは、このような国家権力による階級闘争破壊を「スパイからの防衛」「国家の防衛」の名のもとに正当化、合法化するものである。まさに国家とは階級対立の非和解性の産物であり、現在の日本国家もまた、支配階級であるブルジョアジーの独裁支配の道具であることが露呈してきている。

革命的プロレタリアートは、ブルジョアジーからの「国を守れ」「国を危うくする階級闘争や共産主義運動は弾圧されて当然」とするイデオロギー的・政治的攻勢にたいして、具体的事実の暴露をもって全力でたたかわねばならない。

そして第五に、以上のいっさいの政治暴露と宣伝・扇動をもって、全プロレタリア人民に国際主義への結集を、共産主義前衛党と革命の組織への結集を、呼びかけていかねばならない。

二月一五日の「つぶせ国家秘密法・全関西集会」をはじめとして、国家秘密法再上程を阻止するためのたたかいが、この二月には全国各地で予定されている。革命的プロレタリアートは国家秘密法粉砕闘争の全人民的発展に力を尽くすとともに、プロレタリアートを独自の政治要求と階級的団結組織に結集させるためのたたかいに全力でとりかからねばならない。

資料／防衛秘密に係るスパイ行為等の防止に関する法律案

（目的）
第一条　この法律は、防衛秘密の保護に関する措置を定めるとともに、外国に通報する目的をもって防衛秘密を探知し、若しくは収集し、又は防衛秘密を外国に通報する行為等を処罰することにより、これらのスパイ行為等を防止し、もって我が国の安全に資することを目的とする。

（定義）
第二条　この法律において「防衛秘密」とは、防衛及び外交に関する別表に掲げる事項並びにこれらの事項に係る文書、図画又は物件で、我が国の防衛上秘匿することを要し、かつ、公になっていないものをいう。
2　この法律において「不当な方法」とは、法律に違反し、対価を供与し、偽計を用い、又は、秘匿状態にある文書、図画等をみだりに開披する等社会通念上是認することのできない方法をいう。

（防衛秘密保護上の措置）
第三条　国の行政機関の長は、その取り扱う防衛秘密に属する事項又は文書、図画若しくは物件を防衛秘密として指定しなければならない。ただし、その指定に当たっては、いやしくも防衛秘密に属しないものを指定するようなことがあってはならない。
2　国の行政機関の長は、前項の規定により防衛秘密として指定した事項又は文書、図画若しくは物件について常に点検を行い、我が国の防衛上秘匿する必要がなくなったとき、又は公になったものがあるときは、速やかに、その指定を解除しなければならない。
3　国の行政機関の長は、政令で定めるところにより、防衛秘密について、取扱責任者及び取扱者を定め、標記を付し、関係者に通知する等防衛秘密の保護上必要な措置を講じなければならない。
4　前項の措置を講ずるに当たり、国の行政機関の長は、防衛秘密を国の行政機関以外の者に取り扱わせる場合には、これを取り扱う者に対し防衛秘密であることを周知させるための特別な配慮をしなければならない。
5　防衛秘密を取り扱う者は、これが漏れることのないよう最大の注意をしなければならない。

（罰則）
第四条　次の各号の一に該当する者は、無期又は三年以上の懲役に処する。
一　外国（外国のために行動する者を含む。以下この条及び次条において同じ。）に通報する目的をもって、又は不当な方法で、防衛秘密を探知し、又は収集した者
二　防衛秘密を取り扱うことを業務とし、又は業務としていた者で、その業務により知得し、又は領得した防衛秘密を外国に通報したもの
第五条　次の各号の一に該当する者は、十年以下の懲役に処する。
一　外国に通報する目的をもって、防衛秘密を探知し、又は収集した者
二　前条第一号又は第二号に該当する者を除き、業務により知得し、又は領得した防衛秘密を他人に通報した者
第六条　次の各号の一に該当する者は、五年以下の懲役に処する。
一　不当な方法で、防衛秘密を探知し、又は収集した者
二　防衛秘密を取り扱うことを業務とし、又は業務としていた者で、その業務により知得し、又は領得した防衛秘密を漏らしたもの
第七条　前条第二号に該当する者を除き、業務により知得し、又は領有した防衛秘密を他人に漏らした者は、五年以下の懲役に処する。
第八条　前四条の未遂罪は、罰する。
第九条　防衛秘密を取り扱うことを業務とし、又は業務としていた者で、その業務により知得し、又は領得した防衛秘密を過失により他人に漏らしたものは、二年以下の禁錮又は二十万円以下の罰金に処する。
第十条　第四条の罪の陰謀をした者は、十年以下の懲役に処する。
2　第五条の罪の陰謀をした者は、七年以下の懲役に処する。
3　第六条の罪の陰謀をした者は、五年以下の懲役に処する。
4　第七条の罪の陰謀をした者は、三年以下の懲役に処する。
5　第四条の罪を犯すことを教唆し、又はせん動した者は、第一項と同様とし、第五条の罪を犯すことを教唆し、又はせん動した者は、第三項と同様とし、第六条の罪を犯すことを教唆し、又はせん動した者は、前項と同様とする。
6　前項の規定は、教唆された者が教唆に係る犯罪を実行した場合において、刑法（明治四十年法律第四十五号）総則に定める教唆の規定の適用を排除するものではない。

（自首減免）
第十一条　第五条第一号、第六条第一号、第八条又は前条第一項から第四項までの罪を犯した者が自首したときは、その刑を減軽し、又は免除する。

（国外犯）
第十二条　第四条から第九条まで及び第十条第一項から第五項までの罪は、刑法第二条の例に従う。

（この法律の解釈適用）
第十三条　この法律の適用に当たっては、表現の自由その他国民の基本的人権を不当に侵害するようなことがあってはならない。
2　出版又は報道の業務に従事する者が、専ら公益を図る目的で、防衛秘密を公表し、又はそのために正当な方法により業務上行った行為は、これを罰しない。

附則
この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

別表（第二条関係）
一　防衛のための態勢、能力若しくは行動に関する構想、方針若しくは計画又はその実施の状況
二　自衛隊の部隊の編成又は装備
三　自衛隊の部隊の任務、配備、輸送、行動又は教育訓練
四　自衛隊の施設の構造、性能又は強度
五　自衛隊の通信の内容
六　自衛隊の通信に用いる暗号
七　自衛隊の任務の遂行に必要な艦船、航空機、武器、弾薬、通信器材、電波器材その他の装備品及び資材（次号において「装備品等」という。）の構造、性能若しくは製作、保管若しくは修理に関する技術、使用の方法又は品目及び数量
八　自衛隊の任務の遂行に必要な装備品等の研究開発若しくは実験の計画、その実施の状況又はその成果
九　我が国の安全保障に係る外交上の方針
十　我が国の安全保障に係る外交交渉の内容
十一　我が国の安全保障に係る外交上の通信に用いる暗号
十二　我が国の安全保障に係る外国に関する情報

学生デモと1・16決定

民主・自由では中国社会主義は救えない

事態の本質は何であったか

年末から年頭にかけて中国の情勢は大きく揺れ動いた。昨年一二月初頭から開始された中国学生たちの運動は、本年に入って中国共産党最高指導者の辞任という劇的な事態を引き起こした。このかんの一連の動きは、文革を全面否定して登場した鄧小平・スターリン主義の「社会主義」がかかえる深刻な矛盾を白日のもとにさらけだした。鄧路線を打倒する中国革命派の成長を期待しつつ、事態をふりかえってみよう。

事態の経過

■□■

昨年一二月五日、安徽省合肥市で中国科学技術大学の学生ら数千人が、同省の人民代表大会委員の選挙制度改革などを求めてデモをおこなった。

これが引き金となって学生たちの「民主化要求デモ」はまたたくまに全土に広がっていった。中国最大の都市上海では一九日から二一日まで連日にわたって数千から一万を越える学生たちが群衆をまきこんで市内をデモ。あちこちで交通が寸断され、一部の学生は政府の建物に制止をおし切って突入したという。運動は首都北京にも波及し、二九日未明には北京師範大生五〇〇人が北京大、清華大までのデモをおこない、年明けの一月一日から二日にかけて北京大生など数千がデモをし、数人が警官に連行された。約一ヵ月のあいだに、学生デモは少なくとも一五〇大学、一七都市におよんだといわれている。

当初、学生運動を放置しているかに見えた中国共産党は、しだいに批判の姿勢を強め、北京市などでデモの法規制をおこない、人民日報等のマスコミを通じて「四つの基本原則」（①社会主義の道②人民民主独裁③共産党の指導④マルクス・レーニン・毛沢東思想）の堅持を強調し、学生運動の沈静化に乗りだした。一月六日に人民日報など各紙は、「ブルジョア自由化思想に反対し、社会主義の道を堅持せよ」とする論文を掲載し、こうした思想傾向に明確な反対の態度をとらない一部の同志がいると警告を発した。そして一〇日には、学生運動に強い思想的影響を与えていたとされる方励之・科学技術大副学長ら三名の党籍剝奪処分が発表され、「中国のサハロフ」と名ざしされた方励之は一三日には副学長職も剝奪されてしまう。最後の段階が一六日の中央政治局拡大会議であった。ここにおいて形式的には党の最高の地位にあった胡耀邦総書記が辞任し、総書記代理に趙紫陽首相が選出されるという事態が発生するのである。

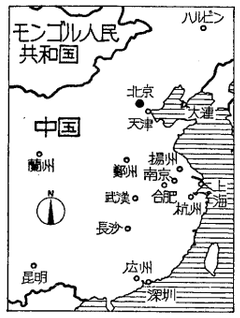

中国で学生のデモが起きたと伝えられた都市 ▶

学生の要求

■□■

以上が、昨年一二月から約一ヵ月半ほどの事態の素描である。まず事の発端となった学生の「民主化要求デモ」についてみておかねばならない。

学生運動の公然たる登場とその高揚はたしかに、鄧・スターリン主義支配下の中国での新しい政治的事件であり、文革敗北以降の中国の現状の変革を期待させた一つの流動ではあった。しかしそれは鄧体制を根底からゆさぶるだけの質も規模ももたず、鄧体制内の改良要求運動として

鄧路線打倒こそ必要

拡大する中国社会の矛盾

失脚した胡耀邦（左）と総書記代理に就任した趙紫陽（右）
86年6月

いったんは終息しそうである。

学生たちはどのような要求を掲げたか。断片的に伝えられた情報によれば「授業料・寮費値上げ反対」（深圳大）、「物価高騰反対」（中山大）、「学生会の民主化」（上海の大学の壁新聞）などの経済的要求、学園生活に関する諸要求のほか、「民主、自由・人権」（上海のデモ）のスローガンに象徴される政治的要求、さらには党や体制への批判もだされた。一二月二九日に北京大に貼りだされた壁新聞では「民主の拡大、新聞出版の自由、健全・公正な選挙制度、人権の擁護」などの要求と並んで、「共産党と君主をおきかえれば封建時代と何も変わっていない」「一党独裁反対、多党制を望む」という主張もあらわれた。

学生たちのイデオローグとされる方励之はどのような思想を掲げていたのか。詳しく知ることはできないが、彼の主張の中心は「大学の独立、学術の自由」であり「社会主義体制の民主化」であったという。彼は科学者、学者、知識人、学生などが中国の社会でもっと優遇されるべきであることを強調した。彼は自説の正しさを証明するために次のような考えを開陳していた。「マルクス・現代化路線のもとで生まれたさまざまな社会矛盾（貧富の差の拡大、インフレと物価高、幹部の腐敗など）にたいする人々の不満を、間接的に代弁するにとどまった。

もし学生たちのうち、今回の運動を中国社会主義の発展と結びつけて考えようとした部分がいるのなら、彼らは学生たちの新しい政治的目ざめを、小ブルジョア的政治運動に固定しようとする誤りと闘争すべきであった。プロ独という中国国家の性格や、党の指導性、マルクス主義そのものを否定しようとする運動内部のブルジョア的傾向と激しく闘争すべきであったのである。

政治局会議

■□■

鄧体制にとってもっとも深刻な問題は、一部に共産党の否定にまでいきついた今回の「民主化要求運動」が、「現代化と開放政策」という鄧路線を経済的思想的基盤として生まれてきた点にある。鄧路線そのものが種々のブルジョア・イデオロギーを容認し、再生産しているのである。これはまさにジレンマである。この矛盾は共産党内指導部にも反映した。

当初、今回の学生運動を支持し、利用しようとした胡耀邦をはじめとするいわゆる「改革派」は、ある面では鄧路線の忠実な下僕であった。鄧路線を確立したといわれる七八年の第一一期三中全会で中央政治局員に昇格し、八一年の文革を全面否定した第一一期六中全会で主席に就任し、さらに八二年の第一二回党大会で主席制廃止後の総書記の座についた胡耀邦は名実ともに鄧路線を代表しつづけてきたのである。一・一六中央政治局拡大会議決定はマス・コミが報道するような「密室の権力闘争」というようなものではなく、鄧路線堅持、党内引きしめのための茶番にすぎなかった。したがってまた、「下からの民主化」「性急な民主化」に反対しつづけたとされる「保守派」と「改革派」の対立も、本質的なものではありえない。

中央政治局拡大会議コミュニケはいう。「全党は引き続き第一一期三中全会以来の党の路線、方針と内外諸政策を実行し、引き続き四つの基本原則を堅持しブルジョア自由化に反対し、引き続き経済建設を中心とすることを堅持し、社会的生産力の発展に力を集中させ、引き続き全面的改革を実行し、対外開放・対内経済活性化の政策を堅持し……」。

鄧路線は堅持された。日本もアメリカのブルジョアジーもこれを歓迎している。しかし鄧路線が堅持されるかぎり、すなわちプロレタリア独裁下の継続革命が全面的に否定されたうえで、これにたいするアンチ・テーゼとして社会主義の生産力の増大が主張され実行されるかぎり、中国社会主義に未来はない。中国社会の矛盾は拡大するばかりである。鄧派は党中央通達において「一握りの悪質分子が政府の指導上の欠点を集め、誇張、拡大し、学生を利用し、そそのかして共産党反対、社会主義反対の道に導き、党の指導を覆そうとしている」と各地方委あてに警告を発したが、「一握りの悪質分子」が生みだされた根拠を明らかにし、大衆をこれとのたたかいに意識的に組織し、動員しようとしなければ警告はまったくの空語である。

中国社会主義は誤った党の指導のもとでいま大きな危機にさらされている。これを突破する新しい路線とたたかいの創出が待ち望まれる。

共産党の機関紙に火をつけて党の態度に抗議する北京大学の学生たち（1月5日）

鄧小平体制下の動きと学生デモ発生以後

78年12月　中国共産党第11期3中総会で鄧小平氏ら非文革派が台頭、主導権確立。
80年9月　第5期全国人民代表大会（国会）第3回会議で、華国鋒首相解任。趙紫陽氏が首相に。
81年6月　第11期6中総会で、華国鋒主席が副主席に降格。胡耀邦氏が主席に。
82年9月　第12回党大会で総書記制導入。胡耀邦氏が総書記に。鄧小平氏も新設の党中央顧問委員会主任となり鄧・胡体制確立。
83年10月　「資本主義の腐敗した思想による精神汚染」一掃運動が始まる。
同 11月　周揚文学芸術界連合会主席と王若水人民日報副編集長が「社会主義下の疎外を認めた」と自己批判。王氏辞任。
85年9月　北京大学生ら約1000人が、靖国神社参拝問題にからみ「中曽根打倒」などと叫び、天安門広場でデモ。西安、成都などにも波及。
同　党全国代表者会議で保守派とみなされる陳雲政治局常務委員が「計画経済を主とし、市場調節を従とする考えは時代遅れでない」などと、改革派とニュアンスの違う発言を行い、両派の確執がとりざたされる。
86年12月5日　安徽省合肥の中国科学技術大で学生数千人が選挙民主化などを求めるデモ。その後一カ月間に武漢、南京、長沙、上海、北京、天津など全国にデモが拡大。
同21日　「上海デモは生産活動、社会秩序を乱した」と新華社が批判。
同22日　上海市当局の許可制を布告。
同26日　北京市当局が「デモは事前申請制」と決定。
同29日　北京で師範大生ら数千人が無届けデモ。
87年1月1日　同日付人民日報が社説で①社会主義の道②人民民主独裁③共産党の指導④マルクス・レーニン・毛沢東思想――など四基本原則の堅持を強調。北京市内で約八千人規模の学生デモが発生。
同5日　「元日デモは、四基本原則に違反している」と北京日報が批判。
同7日　胡総書記、黄克誠元人民解放軍総参謀長の追悼式に欠席。11日の、竹下自民党幹事長との会談を「過労」でキャンセル。
同12日　合肥発新華社電が、一連の学生デモの発端になった中国科学技術大・方励之副学長の解任を発表。
同13日　新華社が、ブルジョア自由化を放任した一部同志を非難する、紅旗論文を伝える。
同16日　党政治局拡大会議で、胡総書記辞任。趙首相が代行に。

毎日新聞より

学習資料

沖縄87年闘争の勝利にむけて

第五回　たたかいの歴史 (3)

労農の要求とむすびついて始まった社会主義運動

ファシズムの嵐のなかで敗退

（沖縄学習資料）

一九一七年のロシア革命の勝利と、翌一八年の日本「本土」での米騒動の全国的波及という状況は、一部の沖縄の知識人グループを社会主義思想に引き入れていった。それは当初は「社会運動や社会主義運動という啓蒙運動だった」（比嘉春潮）というようなものであった。伊波普猷が館長をしていた沖縄県立図書館には、初期社会主義者をはじめ宗教的社会運動に共鳴する人々も集まり、県立図書館は沖縄における思想的なサロンとなっていたといわれる。

「沖縄人としての自覚、つまり民族的自覚から宗教的自覚へ」と説く伊波普猷にたいして、初期社会主義者たちは「民族的自覚から階級的自覚へ」と反駁したといわれているが、論争は何らかの現実の政治的対立をともなったものではないような段階にあった。

●弾圧に抗して

知識人の思想運動からはじまった沖縄の社会主義運動は、しだいに現実の労働者・農民の組織化へと向かっていった。山田有幹らを中心とするグループは、労働運動の分野では那覇の底辺労働者を組織して、勢力的に労働組合（仲仕組合、樽工組合、大工組合など）の結成をおこない、労働運動の活性化をつくりだしていった。また農民運動の分野では、耕地放棄やサボタージュにとどまっていた小作農民を組織して無産政党の細胞をつくり、小作条件改善闘争を展開している。

この時期の沖縄社会主義運動は、「本土」の社会主義運動との結合を通して成長していく。一九二一年には前年の「本土」での日本社会主義同盟の結成をうけて、沖縄でも庶民会という社会主義者たちのはじめての組織がつくられている（数日後には警察に探知され解散させられた）。小説「さまよえる琉球人」への抗議闘争で知られる沖縄青年同盟も一九二六年に結成されている。二八年に実施された第一回普通選挙においては、日本共産党の合法組織の性格をもつ労農党から、沖縄生まれの二人の候補者（徳田球一、井之口政雄）がでている。この選挙で無産政党の総得票数五〇万以上、無産代議士八名を得た中心勢力である共産党にたいする大弾圧が選挙後うちおろされる（二八年三・一五事件）。弾圧は沖縄にもおよび、山田有幹らを中心にした沖縄社会主義者たちの組織基盤は解体され、結成されてまもない労農党那覇支部は結社禁止で、二八年四月に解散させられてしまった。

しかし弾圧によってたたかいが消滅したわけではなかった。労働運動ではボタン工場争議、嘉手納の台南製糖会社の争議などが戦闘的に展開された。台南製糖などの大企業を相手どったこれらの闘争は、のちに「大宜味村村政改革闘争」（三一年）、「羽地嵐山事件」（三二年）などの権力と直接対決する農民のたたかいにも大きな影響を与えていった。また教師たちの思想運動が組織され、小学校の教師たちによる非合法の組織づくりが進められた。「社会科学研究会運動」や、これが二九年に治安警察法違反でつぶされて以来の「ＯＩＬ（沖縄教育労働者組合）運動」（三一年結成後一ヶ月で摘発され治安維持法違反で壊滅させられる）は、「本土」の大学で学生社会主義運動の中核体としてつくられた「社会科学研究会」の運動を手本にして展開された。また八重山ではこれらとは別個に、非合法であった「日本教育労働者組合」の八重山支部が、一年半あまり（三〇～三一年）にわたって活動をおこなった。

●歴史的限界

積極的なこれらのたたかいにもかかわらず、沖縄社会主義運動は次のような歴史的限界をもった。

第一に、沖縄の社会主義者たちは労働者・農民の利益擁護者として、個々の闘争における護民官的前衛として立ちあらわれたが、全体的な階級闘争を領導する政治的前衛としての実践と組織を生みだしえなかったことである。それは労働者・農民のたたかいと、教育労働者を中心とした思想運動を個々の分散したものにおしとどめ、敵の各個撃破の攻撃を許すことにつながった。

第二に、沖縄におけるファシズム社会運動にたいして、意識的なたたかいを準備できず、これに敗北して孤立化の道をたどったことである。典型的な例に電灯料金値下げ運動をめぐる国粋主義者、小田栄、俊与兄弟との闘争がある。小田兄弟は「ギロチン社」というテロリスト結社の出身で、のちに転向してムッソリーニに傾倒し、沖縄救済青年聯盟を結成して、「黒十字軍」を組織し、反共宣伝をしながら、電灯料金をはじめとする沖縄の民衆の不満を組織していった部分である。彼らの運動の特徴は、暴利をむさぼる資本家の糾弾と社会主義者の排除を徹底しておこなったことであり、「民衆の味方」としての立場を全面におしだしながら、あらゆる手段を駆使してこれを実行した。これにたいして山田有幹ら社会主義者たちは、「会社との不明朗な取り引き」を理由として、当初共闘していた小田兄弟とたもとを分かつが、ファシズム社会運動との意識的闘争としてたたかいをつくることができず、ついには運動から排除されてしまうのである。小田兄弟は、何度も投獄されながら、料金不払い運動、廃灯運動（石油ランプ運動）を展開して、大幅な料金値下げをかちとり、当時沖縄を襲った「そてつ地獄」を生みだした不況のもとで苦しむ人々のなかに大きな影響力をつくりあげていった。社会主義者たちは合法的運動領域の足場をファシズム社会運動に奪われ、治安維持法をふりかざした権力の激しい弾圧にさらされ、孤立化し、壊滅させられていったのである。

第三に沖縄社会主義運動は、「本土」の社会主義者と結合して共通の敵＝日本帝国主義とたたかったが、反面、沖縄の独自の形成過程（併合と植民地支配）から生みだされる沖縄階級闘争の領導という側面においては致命的な弱点をもったことである。戦前の沖縄での大きな自然発生性であった植民地支配を背景に生みだされるあらゆる面での差別にたいする人々の憤りは、プロレタリア階級闘争のもとに発展させられず、伊波普猷をはじめとするさまざまなブルジョア・イデオロギーのもとに糾合されていったのである。

これらによって沖縄社会主義運動は、その精力的たたかいにもかかわらず、大きな社会勢力に成長しえず、権力とファシズム運動に敗退し、沖縄人民は侵略戦争に動員され、沖縄戦への暗黒の道をつき進むことに結果していくのである。